

# 千葉県立清水高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

## 目次

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 いじめ未然防止の取り組み
- 5 いじめ発生時の対応
- 6 事後対策
- 7 附則

### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持することを目的とし、全職員の共通理解のもと、地域住民・家庭その他の関係機関と連携しながら、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針について、関連する全ての学校関係者から幅広く意見を聴取し、全職員の共通理解のもと定めるものとする。併せて、いじめ防止対策推進法の遵守といじめの対応について正確に示すものである。

いじめ防止等のための方策は、生徒等が自らいじめが絶対許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの被害者となることのない環境を整えることを基本として行われるものとする。

学校はいじめ防止に取り組むとともに早期発見・早期対応に努め、いじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止のための組織

いじめの防止対策推進法第22条に規定されているとおり、いじめ防止等の対策のための組織として、「教育相談委員会」をおく。

「教育相談委員会」は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により組織されるものとする。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、1 学年代表、2 学年代表、3 学年代表、特別支援教育コーディネーター、同和教育委員会委員

(2) 委員会の役割

- ① いじめ防止のための企画運営
  - ・年間計画作成、委員会・研修会の開催
- ② いじめ相談通報の窓口
- ③ いじめに係る情報の収集と記録
  - ・生活アンケート、面談の実施
- ④ いじめへの対応
  - ・委員及び関係者の緊急招集・会議・対応
- ⑤ 保護者・地域への広報、啓発活動
  - ・いじめ基本方針のホームページ公表、いじめ防止啓発カード等の配布
- ⑥ 取組に関する点検・評価
  - ・取組アンケートの実施、分析、評価・学校いじめ防止基本方針見直し
- ⑦ 外部機関・専門職との連携
  - ・スクールカウンセラーとの連携
  - ・警察との連携

(3) いじめ未然防止等の対策

いじめ防止基本方針の策定、いじめの未然防止、いじめ対応、教職員の資質向上のための校内研修、年間計画の企画と実施、年間計画進捗の確認、取り組みの有効性の確認・改善等を行う。また、生徒にとって安心できる場を作ると同時に、教員・間のコミュニケーションの活性化を図り、指導事項の共通認識を持つと同時に、生徒同士で話し合う場を作る。いじめにあった場合の子どもの特徴などの情報提供、啓発活動をおこなう。また、委員会を生徒・保護者に対し文書・HP等で周知する。

(4) 重大事態の場合における調査組織

学校は次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。また、県教育委員会と連携してスーパーバイザー等を要請する。

- ① いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(5) 重大事態の場合における報告方法

重大事態発生に際しては、校長及び教育委員会に対して、以下の手順に従い速やかに報告を行う。電話による一報後、改めて文書により報告する。

発見者 → 担任・学年主任 → 生徒指導主事 → 校長

※ 校長（教頭） → 学校安全保健課 [指導課] 【学校危機管理 043-223-4090】

#### 4 未然防止の取り組み

##### (1) いじめに関する共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）が体罰やいじめを助長することがあることを踏まえ、教職員が率先して正しい言語活動と思いやりのある助言を行うように努め、暴力や暴言の無い安全・安心な学校づくりを学校全体で取り組んでいく。また、発達障害を含む障害のある生徒、LGBT、東日本大震災、原発事故避難生徒への適切な対応をしていく。

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

##### (2) 職員研修

全ての教職員の共通認識を図るため、「教育相談委員会」が中心となり、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする「道徳教育」や「人権教育」・「特別支援教育」など生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を講師に招き、より実効的ないじめの問題の解決に資する教職員の職能開発を計画的に行う。

生徒に対する教育では、生徒指導の機能を重視した「分かる授業」の展開によって、生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与え、いじめを含めた問題行動の未然防止を目途に教師力の向上を図る。

教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるように留意する。

##### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

年間計画に位置づけられた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、「いのちを大切にするキャンペーン」や「いじめゼロ宣言」などの活動等により生徒の健全な倫理観を育むとともに、生徒の自発的な活動を支援し、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。同時に、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

また、過度の競争意識や勝利至上主義を抑え、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### (4) いじめの早期発見

日頃から生徒理解に努め、年度初め・年度末・学期末の定期的なアンケート調査（インターネットを通じて行われるものを含む。）、定期的な教育相談の実施、パーソナルコンピューター制度等の有効な活用により、いじめの実態把握に取り組むとともに、いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導し、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

生徒及びその保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口、パーソナルコンピューターについて広く周知する。生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に教育相談体制を点検・改善する。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常行われている会話等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

※「子どもと親のサポートセンター電話相談窓口」 フリーダイヤル 0120-415-446  
「子どもの人権 110 番」 (千葉県地方法務局) フリーダイヤル 0120-007-110

## 5 いじめに対する対応

### (1) 発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いのある行為が発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、警察を含めた関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

説明に当たっては、正確で丁寧に行ない、隠蔽や虚偽があってはならない。

#### ① 学校内の連絡

発見者 → 担任・学年主任 → 教頭・生徒指導主事 → 校長

#### ② 関係機関への連絡

教頭・生徒指導主事 → 校長 → 警察・関係機関

野田警察署生活安全課 04-7125-0110

#### ③ 家庭への連絡

担任 → 保護者

### (2) 被害生徒又はその保護者への支援

被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、学校は徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該生徒を見守り、被害生徒の安全を確保する。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) 加害生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒から聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、複数の教職員による聴取や記録を行うとともに、その際は聴取時間や聴取場所などに留意する。記録の取り扱い・保存は個人情報の取り扱いとして適切かつ厳重に行う。

また、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第

11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、懲戒を加える際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、事実を学校に知らせる勇気を持つよう指導する。また、いじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体の話し合いを通じ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を浸透させる。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(5) ネット等でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒に重大な被害が

生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解と協力を求めていく。

## 6 事後対策

いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応を図る。

### (1) 心のケア

スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を実施し、学校全体での相談体制を充実させる。

### (2) いじめを継続させないための弾力的な対応

いじめられる生徒には、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要がある。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えを行う。

いじめられる生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、学校の変更についても配慮する。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

### (3) 家庭・地域社会との連携

学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの連絡には、事実を正確に把握し、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。

学校におけるいじめへの対処方針、いじめに関する調査、いじめに関する指導計画等の情報については積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫を行う。また、いじめ等に関する寄せられた情報に対し、誠意を持って対応する。いじめの問題の取り組み・評価・分析・改善に関し、年度毎に学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける、特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

## 7 附則

本基本方針は、平成26年4月1日より実施することとする。

平成27年3月1日より一部改訂して実施する。

平成30年4月1日より一部改訂して実施する。